

○公正取引委員会規則第十一号

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第三条第一項及び第二項並びに第四条第三項並びに同法第十条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月一日

公正取引委員会委員長 茶谷 栄治

公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和六年公正取引委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(法第三条第一項の明示) 第一条 「略」 一、十一 「略」 十二 法第三条第一項ただし書の規定に基づき、業務委託をしたときに明示をしない事項（以下「未定事項」という。）がある場合は、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定めることとなる予定期日 2 特定業務委託事業者は、法第四条第三項の再委託をする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、第四条各号に掲げる事項の明示をすることができる。 3 「略」 「項を削る。」
改正前	(法第三条第一項の明示) 第一条 「同上」 一、十一 「同上」 「号を加える。」 2 特定業務委託事業者は、法第四条第三項の再委託をする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、第六条各号に掲げる事項の明示をすることができる。 3 「同上」 4 法第三条第一項ただし書の規定に基づき、業務委託をしたときに明示をしない事項（以下「未定事項」という。）がある場合には、未定事項以外の事項のほか、未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日の明示をしなければならない。 「項を加える。」

4 第一項から前項までに掲げる事項が一定期間における業務委託について共通であるものとし

て、あらかじめ、書面の交付又は次条に規定する電磁的方法による提供により示されたときは、当該事項については、その期間内における業務委託に係る明示は、あらかじめ示されたところによる旨を明らかにすることをもって足りる。

「項を削る。」

5

法第三条第一項ただし書の規定に基づき、特定受託事業者に対し未定事項の明示をするときは、当初の明示との関連性を確認することができするようにしなければならない。

6

次条第一項第一号に掲げる方法による明示は、特定受託事業者の使用に係る通信端末機器等により受信した時に、当該特定受託事業者に到達したものとみなす。

「見出しを削る。」

「条を削る。」

5

次条第一項第一号に掲げる方法による明示は、特定受託事業者の使用に係る通信端末機器等により受信した時に、当該特定受託事業者に到達したものとみなす。

「項を加える。」

「項を加える。」

(共通事項)

第三条

第一条に規定する事項が一定期間における業務委託について共通であるものとして、あらかじめ、書面の交付又は前条に規定する電磁的方法による提供により示されたときは、当該事項については、その期間内における業務委託

「見出しを削る。」

「条を削る。」

(法第三条第二項の書面の交付)

第三条 法第三条第二項に規定する書面の交付をするときは、第一条第一項から第五項まで及び次条の規定を準用する。

2 法第三条第二項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合（第一号又は第二号に該当する場合において、第二条第一項第一号に掲げる方法による明示がされた後に、特定受託事業者がその責めに帰すべき事由がないのに、第一条第一項から第三項までに掲げる事項を閲覧することができなくなつたときを除く。）とする。

一 三 「略」

(法第四条第三項の事項)

に係る明示は、あらかじめ示されたところによる旨を明らかにすることをもって足りる。

(未定事項)

第四条 法第三条第一項ただし書の規定に基づき、特定受託事業者に対し未定事項の明示をするときは、当初の明示との関連性を確認することができるようになければならない。

(法第三条第二項の書面の交付)

第五条 法第三条第二項に規定する書面の交付をするときは、第一条第一項から第四項まで、第三条、前条及び次条の規定を準用する。

2 法第三条第二項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合（第一号又は第二号に該当する場合において、第二条第一項第一号に掲げる方法による明示がされた後に、特定受託事業者がその責めに帰すべき事由がないのに、第一条に規定する事項を閲覧することができなくなつたときを除く。）とする。

一 三 「同上」

(法第四条第三項の事項)

第四條 「略」	第六條 「同上」
(措置命令書等の送達) 第五條 法第九條第一項の規定による命令に係る命令書又は当該命令の取消し若しくは変更の決定に係る決定書（以下この条及び第七條において「措置命令書等」という。）の謄本は、名宛人又は代理人にこれを送達しなければならない。 2 「略」	(措置命令書等の送達) 第七條 法第九條第一項の規定による命令に係る命令書又は当該命令の取消し若しくは変更の決定に係る決定書（以下この条及び第九條において「措置命令書等」という。）の謄本は、名宛人又は代理人にこれを送達しなければならない。 2 「同上」
(公示送達の方法) 第六條 「略」	(公示送達の方法) 第八條 「同上」
(更正決定) 第七條 「略」	(更正決定) 第九條 「同上」
備考 表中の「」の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。